労働安全衛生法第四十二条の規定に基づく厚生労働大臣が定める規格又は安全装置の一部を改正する件の制定に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和８年３月 23 日
厚　生　労　働　省

今般制定された、**労働安全衛生法第四十二条の規定に基づく厚生労働大臣が定める規格又は安全装置の一部を改正する件**（令和８年厚生労働省告示第 101 号）は、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和７年法律第 33 号）の一部の施行に伴い、当然必要とされる規定の整理を行うものであり、行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 39 条第４項第８号に該当するため、意見公募手続を実施いたしませんでした。

※　行政手続法（平成５年法律第 88 号）（抄）
（意見公募手続）
第三十九条　命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。
２・３　（略）
４　次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。
一～七　（略）
八　他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。

担当：厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課